

## 第844回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年8月9日（金）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第843回教育委員会会議録の承認について
- 4 第844回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - (1) 県民に開かれた教育委員会にするための請願への対応について (総務課)
  - (2) コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願への対応について (教職員課・福利課)
- 6 専決処分報告
  - (1) 教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 平成25年度政策評価・施策評価について (教育企画室)
  - 第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について (教育企画室)
  - 第3号議案 職員の人事について (教職員課)
  - 第4号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について (教職員課)
  - 第5号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について (高校教育課)
  - 第6号議案 平成26年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について (高校教育課)
  - 第7号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について (文化財保護課)
- 8 課長報告等
  - (1) 平成25年度学校基本調査速報の概要について (総務課・義務教育課)
  - (2) 農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について (施設整備課)
  - (3) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (施設整備課)
- 9 資料(配付のみ)
  - (1) 宮城県美術館特別展「シャガール展」の開催について (生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第844回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年8月9日(金) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,  
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第843回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第844回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 | 伊藤委員及び遠藤委員を指名する。  
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
- 6 専決処分報告  
(1) 教育功績者表彰について
- 7 議 事
- 第3号議案 職員の人事について
- 第5号議案 高等学校入学選抜審議会専門委員の人事について
- 第6号議案 平成26年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について
- 第7号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について
- 委 員 長 | 専決処分報告(1)及び議事の第3号議案, 第5号議案から第7号議案については, 非  
| 開示情報が含まれているなどのため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
| (委員全員異議なし)  
| この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 県民に開かれた教育委員会にするための請願への対応について

(説明者: 教育長)

本年7月5日付けで, 民主教育を進める宮城の会から提出された請願に関し, 県教育委員会としての考え方及び対応について, 御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。この請願の趣旨は, 開かれた教育委員会とするため, 定例会等の会議の開催日程等をホームページへ掲載することや, 教育委員会への請願の取扱い, 審議会等の委員の公募による登用等の6項目について, 求めているものである。

「項目(1)」について, 教育委員会は, 地方自治法第180条の5により地方公共団体に設置されており, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の基本理念の下, 教育の機会均等, 教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう, 国との適切な役割分担及び相互協力の下, 公正かつ適正に行われなければならないと, 本県においても, その趣旨に基づき適正に執行しているものと認識している。

次に、「項目（２）」及び「項目（３）」であるが、教育委員会の会議については、宮城県教育委員会会議規則第３条に基づき、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件等をあらかじめ県公報に登載するとともに、総務課のホームページに同情報を掲載し、広く周知しているところである。また、委員の氏名・任期・職業や会議における発言内容等の会議録についても、同課ホームページに掲載しており、必要な情報は提供しているものと認識している。また、知事部局の県政情報公開室のホームページ等においても、県全体の審議会等の会議の開催日程等が掲載されているところである。

次に、「項目（４）」であるが、請願等の取扱いについては、請願内容の確認や事案の総合調整等をした上で、教育委員会に対応方針等を報告することとなるため、具体的な処理日数は定めていない。また、２点目の請願趣旨や請願内容についても、事務局から請願者に確認することで十分に把握できるものと考えており、現時点では、その説明機会を設けることは考えていない。３点目の報告等の方法であるが、教育委員会に報告した上、採択を決するに相応しい案件であれば、次回の教育委員会の場で審議することとしているので、今後も現在の対応方法で進めてまいりたいと考えている。

次に、「項目（５）」であるが、附属機関の公募については、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例第４条に規定されているとおり、公正で開かれた県政運営と県民各層の幅広い意見反映を実現するため、構成員の公募に努めることとされている。各附属機関においては、その担う事務等を総合的に勘案し、これまでも必要に応じて公募を行っているところである。

次に、「項目（６）」であるが、教育委員会開催後の県民等との意見交換については、教育委員会の教育機関や地方機関等において、県民の皆さまなどから多様な御意見をいただいているところであり、今後とも、これまで同様に取り組んでまいりたいと考えている。

以上、現在の対応や取扱いでも、県民等に対する情報提供や幅広い意見聴取等にも努めているものと認識しているが、今後さらに工夫できる内容があれば、必要性も含め検討してまいりたい。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

佐 竹 委 員

「県民に開かれた教育委員会にするための請願」ということであるが、当教育委員会では、できるだけ公開するように努めていると認識している。しかし、今回の請願が提出されたことを考えると、県民の皆さまが、教育委員会のホームページに簡単にアクセスでき、教育委員会に関心をもっていただけるような方策を考えていくことも必要なのではないかと感じた。これまで以上に、見やすい、知りやすい、分かりやすい状態に整備していくことも必要ではないかと思う。今回の請願内容に対しては、そのほとんどに対応しているものと思うが、教育委員会の取組に関し、改善を求めるような違う意見があれば、それらを吸い上げて検討し、より良い周知を図っていただきたい。今回の請願が提出されたことは、逆の視点から考えれば、県民の皆さまが、教育委員会の活動に興味を示しているとの考え方もできる。十分に対応していることとは思うが、この請願を真摯に受け止め、改善できる新たな方策等があれば、前向きに取り組んでいただきたい。

## （２）コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願への対応について

（説明者：教育長）

本年３月１日付けで、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合 石巻支援学校分会長 戸田 慎一 氏から、提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、２ページから５ページである。

資料２ページを御覧願いたい。この請願は、平成２４年２月２６日付けで同氏より提出された請願について、同年４月１８日に開催された第８２７回教育委員会定例会で報告し、同月２４日付けで回答したところ、同氏より改めて提出されたものである。

今回の請願内容は、資料下段から記載されている「第２請願内容」のとおり、全部で２４項目に及ぶものであるが、その趣旨としては、２ページの中段に記された３点である。

1点目は、前回の請願に対する回答が、労働基準法ではなく労働安全衛生法に基づいたものとして、その内容を請願内容（労働基準法第108条・109条の趣旨）に沿ったものに修正すること、2点目は、宮城県人事委員会から勧告を出された当時の石巻支援学校長に対して、指導するとともに処分を課すこと、3点目は、県下公立学校長及び教頭に対して、労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守して学校経営をさせることを求めているものである。

1点目について、労働基準法第108条における所定の賃金台帳には、労働時間数の記載は必須であるものの、始業終業時刻の記載までは求められていないものである。

2点目として、請願者が求める「労働基準法第108条・109条違反により勧告を受け、これを無視した校長に対して、指導し処分を課すこと。」であるが、人事委員会からの勧告を踏まえ、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置については、各学校に共通する課題であることから、その対応については、教育委員会として学校全体に対して取組を進めていくべきものと認識している。

こうした考え方のもとに、3点目の「労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守した学校経営」については、人事委員会勧告等も踏まえて、教育職員の健康管理の観点や教育職員の学校管理下における教育活動の状況を把握するという観点から、在校（庁）時間の適正な把握に向けて、平成24年9月より新たな要領を制定し、教育委員会をあげて取組を進めているところであり、この定着を図りながら、各学校とともに在校時間の縮減に向けた取組を進めていきたいと考えている。

なお、市町村立学校等においては、当該市町村教育委員会の服務監督下にあることから、各市町村の権限と責任において、適切に行われるべきものと認識している。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のおりである。

( 質 疑 ) | (質疑なし)

## 10 議 事

第1号議案 平成25年度政策評価・施策評価について

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

委 員 長 | 第1号議案及び第2号議案については、関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑は、その後に行うこととする。

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページ及び別添参考資料である。

参考資料の1ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、県の行政活動の評価に関する条例第13条の規定により、教育委員会は、その所掌に係る政策、施策及び事業について、知事が行う評価に準じて評価を行うこととされており、この条例に基づき、平成24年度における宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の2つの長期計画に関する教育委員会の所掌に係る政策・施策及び事業について、政策評価・施策評価を実施した。また、県が行った自己評価については、外部有識者で構成される宮城県行政評価委員会の審議を経て、御意見等をいただいております。今回、その意見を反映した県教育委員会としての最終的な評価結果案を、資料2ページ以降に記載のとおり取りまとめたものである。この評価結果については、本日の教育委員会で決定された後、震災復興・企画部において、知事ほか、他の実施機関の評価結果と合わせて評価書にまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会に提出されることとなる。

平成24年度は復興元年として、本県教育の復興に向けて、各教育施策を推進してきたところであるが、政策評価・施策評価の全体の結果を見ると、やはり震災の影響は否めないものと考えている。今後、この評価結果を踏まえ、特に、「やや遅れている」と評価された施策を中心に取り組み、本県の教育行政を着実に推進してまいりたいと考えている。

詳細について、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、参考資料1ページの「2 政策評価・施策評価の方法について」から御説明申し上げます。

政策評価・施策評価に当たっては、知事部局と同様に教育委員会内の各担当課室において、宮城の将来ビジョン・宮城県震災復興実施計画に掲載されている平成24年度事業の評価を行い、これを基に、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の「政策」と「施策」について、成果を明らかにするとともに、政策と施策の課題等进行分析し、今後の対応の方向性を示した。

なお、評価の客観性を確保するため、評価原案については、宮城県行政評価委員会の意見を踏まえ、その意見を最終的な評価結果に反映している。

次に、「3 政策評価・施策評価の結果」である。次の3ページを御覧願いたい。平成25年度の政策評価・施策評価の結果を一覧表にまとめたものである。上段の表が宮城の将来ビジョンに係る評価結果、その下の表が宮城県震災復興計画に係る評価結果である。評価に当たっての判定区分及び判定基準等については、2ページを御覧願いたい。波線枠の中の(1)が政策評価、(2)が施策評価の判定区分と判定基準となり、それぞれ「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の4段階から評価することとなる。また、施策評価については、施策ごとにそれぞれ目標指標を設定しており、その達成度を(3)のとおり「A、B、C、N」の4段階で判定している。この達成度については、今年度から評価方法が見直され、目標値に対する実績値の達成率で判定することとなる。

「(4) 県の自己評価に対する行政評価委員会の判定区分」として、県の自己評価の妥当性については、「適切・概ね適切・要検討」の3区分から判定しているほか、政策や施策によっては、それを推進する上での課題と対応方針について、意見が付されている。

これらを踏まえ、3ページの宮城の将来ビジョンの評価について、御説明申し上げる。

一番左にある政策番号7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」について、構成する3つの施策のうち施策番号16「豊かな心と健やかな体の育成」については、右側の目標指標にある「不登校児童生徒の在籍者比率」が小・中・高校ともに目標に達しなかったほか、「不登校児童生徒の再登校率」や「児童生徒の体力・運動能力」に関する目標指標についても、改善傾向は見られるものの、それぞれ目標に達していなかったことなどから、「やや遅れている」と評価している。

しかしながら、その他の施策番号15及び17については、目標指標等の状況や各事業において一定の成果が見られたことなどから、それぞれ「概ね順調」と判断し、これらを総合的に勘案し、政策7全体としては「概ね順調」と評価をしている。また、それ以外の施策のうち、一番上の施策番号14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」については、「朝食を欠食する児童の割合」が全国平均値や初期値よりも下がっているものの、目標に達していないことなどから、「やや遅れている」と評価している。

さらに、施策番号23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、震災の影響で公立図書館の多くが休館を余儀なくされたこともあり、図書資料貸出数が目標に達しなかったほか、総合型地域スポーツクラブの設置数について、クラブ設置が順調に進んでいるものの、県内市町村に一つ以上のクラブ設置を目標とする育成率が目標に達しなかったことなどから、「やや遅れている」と評価している。

次に、宮城県震災復興計画の評価について、一番左にある政策番号6「安心して学べる教育環境の確保」の評価であるが、構成する3つの施策のうち施策番号2「家庭・地域の教育力の再構築」については、「家庭教育に関する講座への参加延べ人数」が目標を達成したものの、「地域と連携した学校安全計画を策定した学校の割合」が低い状況にあり、目標を達成できなかったことなどから、「やや遅れている」と評価している。その他の施策1及び3については、目標指標等の達成度が概ね良好であり、各事業においても一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価し、これらを総合的に勘案し、政策6全体としては「概ね順調」と評価している。

なお、行政評価委員会の判定については、「評価の理由」や「課題と対応方針」に一部不十分な点が見られるとの意見が付されたものもあるが、政策・施策ともに「適切」または「概ね適切」であり、県の自己評価の結果は妥当であるとされている。

4ページを御覧願いたい。こちらは、先ほど御説明した行政評価委員会からの意見を付された政策・施策について、一覧にまとめたものである。「(1)政策評価・施策評価の成果」であるが、宮城の将来ビジョンでは政策番号7と施策番号14・15・16について、震災復興計画では政策番号6と施策番号1について、それぞれ評価の理由に「一部不十分な点が見られる」との意見が付されている。具体的には、宮城

の将来ビジョンの政策番号7と施策番号14・15・16では、設定する目標指標の分析結果について、「補足データや事業の実績等を示して、評価の理由をより充実させる必要がある」との意見が付されたほか、震災復興計画の政策番号6と施策番号1では、「県立学校だけでなく公立小中学校の復旧事業の成果等も評価の理由に記載する必要がある」といった意見が付された。

次に、「(2) 政策・施策を推進する上での課題と対応方針」であるが、宮城の将来ビジョンでは政策番号7と施策番号14・17・23について、震災復興計画では政策番号6と施策番号1・2について、それぞれ課題と対応方針に「一部不十分な点が見られる」との意見が付されている。具体的には、宮城の将来ビジョンの施策番号14では、子どもの肥満対策と協働教育の未実施市町への働きかけの具体的な方法について、政策番号7と施策番号17では志教育の周知浸透について、施策番号23では図書を活用した復興に向けた取組について意見が付された。また、震災復興計画の施策番号1では、公立小中学校の災害復旧工事への支援について、施策番号2では学校安全計画を通じた地域連携等について意見が付され、施策を総括する政策番号6も同様の意見が付された。

これらの意見を踏まえた県の対応については、表の右側の網掛け部分に政策・施策ごとに記載している。具体的な内容については、資料2ページを御覧願いたい。先ほど御説明申し上げた行政評価委員会からの意見を踏まえた最終的な評価内容について、2ページから6ページかけて政策と施策ごとに「評価の理由」や「課題と対応方針」を記載しており、行政評価委員からの意見を踏まえて修正した部分については下線で示している。例えば、2ページの上段の施策番号14では「評価の理由」欄の「①目標指標等」において、「朝食を欠食する児童の割合」の結果は、全国学力・学習状況調査による抽出調査であるため、調査対象が毎年異なることや長期的な推移を見定める必要があること、また、今回の結果では、全国平均値や初期値よりも欠食率が下がっていることを明記した。このような評価理由の修正を踏まえた上で、施策番号14の最終的な評価は「やや遅れている」と評価している。

さらに、「施策を推進する課題と対応方針」については、子どもたちの肥満対策をはじめとした健康課題の解決に向けた学校保健支援チームの設置や保健福祉部との連携強化のほか、協働教育の理念や有効性について、未実施市町への訪問や研修会等を通じて理解啓発に取り組むことを明記している。以下、その他の政策や施策の最終的な評価内容についても、同様の形で整理している。

参考資料2ページを御覧願いたい。「4 宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の今後の推進に当たって」であるが、今回の結果を踏まえて、学校施設の復旧・再建や児童生徒の心のケアや不登校問題等に対応するため、児童生徒が安心して学べる教育環境の確保に取り組むとともに、県民が豊かな生活を送るための生涯学習・文化・スポーツ活動の充実に取り組んでまいりたいと考えている。

#### (説明者：教育長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、7ページと別冊の報告書及び参考資料1・2である。

別冊報告書の1ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に報告し、公表することとされている。このたび、平成24年度における状況について、本書のとおり「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の結果に関する報告書」を作成し、議会に報告しようとするものである。

次に、参考資料1の「点検及び評価の結果一覧」を御覧願いたい。宮城県教育振興基本計画では、6つの基本方向を掲げているが、点検・評価においては、その基本方向を実現するために設定している26の取組も含めた形で点検・評価を実施した。その結果については、表の左側に掲げる6つの基本方向において、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が3件となっている。

次に、参考資料2を御覧願いたい。こちらは、宮城県教育振興基本計画と政策評価・施策評価の対象となった宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画との対応関係を示した図となる。中央の教育振興基本計画における基本方向と右側の宮城の将来ビジョン及び左側の震災復興計画における施策は互いに対応関係があることから、その評価結果についても同様の結果となっている。

以上のことから、第1号議案における政策評価・施策評価の結果と同様に、震災の影響は否めないとい

ろではあるが、今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の復興・発展に向けて、今後とも各種教育施策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えている。

詳細について、教育企画室長から御説明申し上げる。

**(説明者：教育企画室長)**

引き続き、別冊報告書の1ページを御覧願いたい。「3 宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法」であるが、この点検・評価の方法については、知事部局を含めた各担当課室において、宮城県教育振興基本計画の第1期アクションプランに掲げる平成24年度事業の点検を行い、その評価の中で、本計画に掲げる6つの基本方向と26の取組の成果を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向性を示したものである。また、評価に当たっては、第1号議案で御説明申し上げた宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画に係る政策評価・施策評価と一体的に実施するとともに、点検・評価の客観性を担保するために、宮城県行政評価委員会から指摘された宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の教育施策に関する御意見等を踏まえながら点検・評価を実施した。

参考資料1を御覧願いたい。評価結果について、表の左側にある6つの基本方向については、先ほど教育長が御説明申し上げたとおりである。ここでは、中央にある26の取組の評価結果について、特に評価が低いと判断された取組の内容を中心に御説明申し上げる。

まず、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」の取組5「時代の要請に応えた教育の推進」については、本県におけるICT教育の推進に向けた「みやぎの情報化推進計画」を新たに策定するなど、一定の成果は見られたものの、本県における教員のICT活用指導力等が全国と比べると依然として低い状況にあることなどから、「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」であるが、取組1「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」については、小学校から高等学校における不登校児童生徒の在籍者比率や小学校・中学校における不登校児童生徒の再登校率が目標を達成できなかったことから、「やや遅れている」と評価した。また、取組2「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」については、児童生徒の体力・運動能力が改善の方向に推移しているものの、全国平均よりも依然として低い状況にあることなどから、「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」の取組1「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」については、子どもたちの成長を地域全体で支える仕組みづくりが推進されるなど、各事業においては一定の成果が見られたものの、朝食を欠食する児童の割合を含めた3つの目標指標において、目標を達成できなかったことから、「やや遅れている」と評価した。また、取組3「子どもたちの体験活動の推進」については、自然の家における出前講座や防災キャンプを実施するなど、一定の成果が見られたが、子どもたちの体験活動の拠点となる施設等が全面復旧していない状況であることなどから、「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」であるが、取組1「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」については、震災の影響により、図書館の休館や事業規模の縮小等もあり、図書資料の貸出冊数やみやぎ県民大学受講者数が目標を達成できなかったことから、「やや遅れている」と評価した。また、取組2「文化財の保護と活用」については、市町村指定文化財の修復作業や復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の事業で、進捗に遅れが見られることなどから「やや遅れている」と評価した。

なお、6つの基本方向と26の取組における、具体的な「評価の理由」や「課題と対応方針」については、別冊7ページから77ページにかけてまとめている。例えば、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」について、8ページを御覧願いたい。ここでは、基本方向1を構成する5つの取組の評価を踏まえた基本方向の評価と、その評価理由を記載している。また、次の9ページには、基本方向を推進する上での課題と対応方針を記載するとともに、先ほど御説明申し上げた行政評価委員会からの意見を参考として記載している。また、次の10ページから16ページにかけては、構成する各取組の評価と評価理由、取組を推進する上での課題と対応方針を記載しているほか、17ページから20ページにかけては、各取組に設定している各事業の概要を記載している。以上のような形で、残りの基本方向2から基本方向6まで評価を行っている。

最後に、別冊報告書の4ページを御覧願いたい。「Ⅲ 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括」であるが、「1 宮城県教育振興基本計画の成果について」に記載のとおり、6つの基本方向については、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が3件と判断され、26の取組については、「順調」が1件、「概ね順調」が18件、「やや遅れている」が7件と判断されたことから、これらを総合的に勘案し、宮城県教育振興基本計画全体の成果としては「やや遅れている」と考えている。また、「2 宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって」であるが、先ほど教育長が申し上げたとおり、全体を通して見ると、やはり震災の影響があったことは否めないものと考えている。

今後は、今回の点検・評価の結果を踏まえ、宮城の将来ビジョンや宮城県震災復興計画との一体性に配慮しながら、教育施策の総合的かつ体系的な推進に一層取り組んでまいりたい。

以上、2件の議案について、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

宮城の将来ビジョンと宮城県教育振興基本計画の指標として、小学校6年生の児童の朝食を欠食する割合が示されているが、6年生になった途端に欠食するものではないと思う。その子どもたちは、おそらく幼少期あるいは小学校低学年の頃から欠食しているのではないかと思うが、将来の日本を支える子どもたちが、そのような状況にあることは非常に心配である。その改善については、これまでも取り組んでいることと思うが、引き続き学校現場と各家庭が密接に連携し、引き続き進めていただきたい。

2点目であるが、宮城県教育振興基本計画の評価が「概ね順調」となっている基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」の取組1に小・中・高のインターンシップの目標指標があり、その達成度はA及びBとなっている。宮城県は、製造業等の企業誘致にも力を入れているところであるが、志教育の推進の観点から考えても、その達成度は本県の“強み”になると思う。そのような“強み”の部分については、さらに伸ばしていくべきであり、そのためには産業界との連携、協力、働きかけについて、これまで以上に取り組んでいく必要があると思う。県内には、まだ協力いただいていないものの、運営力のある企業が存在しているはずなので、そのような企業にアプローチし、インターンシップ先の拡充にも努めていただきたい。

3点目であるが、同じく基本方向1に児童生徒の家庭等における学習時間が示されており、そのうち高校2年生の達成度はCとなっている。これは、学校側から課される宿題が以前と比べ大きく変わっているのか、あるいは宿題を課しても、それに取り組まない子どもが増加してきたのか、その理由について分析していれば説明願いたい。

教育企画室長

1点目の欠食率については、行政評価委員会からも指摘があった。全国平均値に比べて低い状況にあるが、今回の結果を踏まえ、引き続き基本的な生活習慣の確立に向け、しっかりと取り組んでいきたい。また、これまでにも発達段階に応じた小学生、中学生向けのパンフレットを作成しているが、今年度は、幼児期、就学前の子どもを対象としたDVDを作成することとしており、基本的な生活習慣の確立に向けた取組をさらに推進していくこととしている。

2点目のインターンシップについて、今年度の小学生の達成度は、目標値に対して実績値が上回っており、また、中学生については達成度Bであるものの、その達成率は概ね90%を超えており、それぞれ順調に進んでいるものと認識している。取組名にもある「志教育」は、県教委として最も力を入れている部分でもあり、今後もこのような状況が維持できるように取り組んでまいりたい。また、震災復興計画の復旧期の終期まで半年ほどあるため、達成度をさらに高めていけるよう努めてまいりたい。

3点目の高校2年生の家庭での学習時間について、その割合は、やはり目標値を下回っている状況である。これについては、各圏域の県立高校の校長会において、その現状を説明するとともに、各学校から各家庭に対して、子どもたちの学習時間の向上に努め



ていただくよう、その周知の依頼についても申し伝えている。

高校教育課長

高校2年生の家庭等での学習時間について、2時間以上学習している生徒の割合が12.8%であったため、達成度がCとなった。これについては、過去5ヶ年間の傾向を見ると、平成23年度までは順調に増加傾向にあったが、今回は一転して減少した結果となった。この指標は、生徒の学習意識調査の中の一つの質問であるが、その理由や原因の手掛かりとなる質問項目を御紹介する。まず、「どんな時に家庭学習をするか」との質問について、「ほぼ毎日する」の割合が減少しており、それとは逆に、「考査（試験）前や宿題が出た時に勉強する」の割合が増加している。また、「家庭学習をする上で悩んでいること」については、かつては「方法が分からない」、「成績が伸びない」、「部活の両立」が上位を占めていたが、今回は「集中できない」、「長続きしない」が上位に位置付けられた。そのほか、「家では他に何をしているのか」との質問について、今回増加したのは「テレビやビデオ」、「ゲーム」、「インターネット」、「電話やメール」であり、それらの項目では、軒並み前年度を上回っている。先日の新聞報道で、「中高生にネット依存症」との話題が掲載されていたが、本県においても、そのような傾向が出てきているのではないかと感じている。また、家庭学習時間の増加については、宿題や課題、あるいは授業の中で定期的な小テストを実施することより、その定着や基礎学力の向上にも効果があるため、各学校でも取り組んでいるところである。今後は、生徒が目的や目標をもって日々の授業に臨むことを意識させ、学ぶ意欲を育てていくための取組を一層推進していく必要があると考えている。

佐竹委員

家庭での学習時間が減少している原因を把握しているのであれば、その改善に向けた対策を講じることができると思う。宿題や課題については、学校で対応することだが、携帯電話やインターネットなどは、家庭への呼びかけや子どもたちへの意識付けが必要なのではないかと思う。学校だけの対応では限りがあるため、学校と家庭の連携をさらに強化し、子どもたちなどの意識改革をする必要があると思う。

次に、第1号議案の参考資料3ページに記載されている「不登校児童生徒の在籍者比率」の評価について、小学校から高校までの項目の達成度がCとなっており、大きな問題であると考えている。この不登校については、その原因が人間関係なのか、勉強なのか、学校の環境なのか、しっかりと原因究明が必要であり、その特定ができなければ、解決の糸口を見出せない問題であると思う。学校現場では、苦慮しながらも対応していただいていると思うが、不登校児童生徒が多いとの結果があることに対しては、どのような対策を講じているのか説明願いたい。

もう1点、同じ資料の「宮城県震災復興計画」の施策の中で、「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」の達成度がCとなっている。震災の教訓として、様々なリスクが見つかると思われるが、この計画の策定は可能な限り早く対応する必要があるのではないかと思う。現在は、各学校に防災主任等を配置しているところであり、地域と学校との調整役も担っていることと思うが、学校安全計画については、地域ごとに特性があるはずであり、その方を中心として地域と学校との連携を図った上で、各学校の計画を早急に策定するよう呼び掛けていただきたい。

義務教育課長

小・中学校の不登校の状況については、学校基本調査速報の報告の際に詳しく述べさせていただくが、そのきっかけと考えられる状況について、平成23年度の問題行動調査の項目から説明する。小学校の不登校のきっかけと考えられる状況であるが、不安等の情緒的困難が一番多い。これは、登校意志はあるものの体が不調であるなど、漠然とした不安を抱えているものである。次に多い項目が無気力であり、何となく登校しない、登校しないことに対する罪悪感がない、強く催促すると登校はするが長続きしないなどの状況がある。第3位は親子関係を巡る問題であり、親が強く叱責する、親の言葉によ

って傷つき登校する気力がなくなるなどがある。中学校では、第1位が無気力、第2位がいじめを除く友人関係を巡る問題、第3位は不安等の情緒的混乱となっている。委員御指摘のとおり、それらの解決には学校と家庭との連携が重要であり、家庭訪問や電話での連絡等の頻度を上げ、保護者と子どもたちに対する関係性を保っていくことが重要であると考えている。また、不登校であった子どもが再登校した際に効果的であった指導方法も調査しており、その中で最も効果があったのは、小学校では教員の電話や迎えによる登校の促しであった。そのほか、家族関係や家庭生活の改善、教員の家庭訪問による相談、指導、援助となっている。中学校では、教員の家庭訪問が最も効果があり、次いで、教員の電話や迎えによる登校の促し、その次に、スクールカウンセラーや専門員等による専門的な相談となっている。不登校の解消については、学校の教員と家庭との関わり方が非常に有効であり、それと併せ、専門的な知識を有する相談員を活用するなど、学校と家庭が良好な関係を築いていくことが必要であると考えている。

佐竹委員

不登校となった要因として、震災の影響はないのか。震災により、生活環境や学習環境等が変化したため、無気力になったり、不安になったりしたのではないのか。

義務教育課長

本県の中学校における不登校者の出現率は、以前から高い割合を示していた。その割合は、今年度はワースト1位、昨年度は第7位であり、数年前から出現率が減少傾向にあったが、震災から約1年が経過した平成24年度は上昇してしまったものである。その要因としては、これまでの不登校児童生徒に加え、悩みなどを抱える児童生徒が顕在化しており、少なからず震災の影響もあるのではないかとと思われる。

佐竹委員

子どもたちが再登校できる良い取組事例もあるので、先生方には御負担をお掛けすることとなるが、有効的な方法が見つかれば積極的に取り組んでほしい。すべての子どもたちが、元気に登校してくれることが、先生方にとっても、我々にとっても何よりの喜びである。不登校の子どもたちの中には、学校に行きたいが、気持ちに向かないなどの心のジレンマもあると思う。震災から2年が経過したが、心のケアは、今後もまだまだ必要であるので、スクールカウンセラーなどを積極的に活用していただき、不登校の子どもたちが再登校できるよう、学校も家庭も頑張ってもらいたい。すべての子どもたちが、元気に、笑顔で学校へ通えるように努力していただきたい。

スポーツ健康課長

「学校安全計画を策定した学校の割合」の達成度Cに対する対策について申し上げる。昨年度、みやぎ学校安全基本指針を策定し、その中に学校安全マニュアルのチェックリストの例を示している。各学校では、そのチェックリストを参考にしながら学校安全計画を作成し、作成した計画は所管する教育委員会に提出することとしている。県立学校は県教委へ、市町村立学校については各市町村教委に協力いただき、必要な項目が網羅されているかの確認作業を進めている。委員御指摘のとおり、学校安全計画の早急な整備が必要であることから、今後も継続して取り組んでまいりたい。

また、地域との連携については、今年度から、危機対策課、消防課等の県庁内の関係各課で構成する防災教育ネットワーク推進会議を立ち上げ、具体的な検討を進めている。各学校においても、各地域の消防署等と連携した学校安全計画が作成しやすい体制の整備に関する具体的な検討にも取り組んでいるところである。

佐竹委員

東日本大震災を経験している宮城県では、様々な教訓を生かした計画が作成されるべきである。子どもたちを守るためにも、地域住民の方々と連携し、より良い計画となるよう取り組んでいただきたい。災害は、いつ発生するか分からないため、できるだけ早期に目標値の100%に近づけられるよう進めてほしい。十分に取り組んでいることと思うが、子どもたちが安全に安心して学校で学べる環境づくりをお願いする。

教育長

本県の教育は、大震災が発生したことで、学校現場には甚大な被害があったところであるが、先生方の大変な努力により、ここまで復旧・復興し、平常レベルの学習環境ま

で回復させてきたところである。本日、多くの御意見いただいたところであるが、すべてに共通するキーワードとして「連携」という言葉があったと思う。欠食児童については家庭との連携、インターンシップの問題では産業界との連携、先ほどの防災教育に関しても地域行政との連携等、誰かが動かそうという明確な気持ちをもって取り組まなければ進んでいかない部分である。不登校に関しても家庭との連携により、学校への復帰も叶うものである。どの評価を見ても、学校の教職員の努力だけで推進できるものではないところから、トータルとして「やや遅れている」との評価になっている。県教委としては、学校現場の努力がさらに継続するように支援すると同時に、学校以外の協力をいただき、地域の教育力や家庭の教育力をさらに高めていくための環境整備について、行政の立場で関係機関に働きかけていくことが大変重要であると考えている。今後は、そういった観点も踏まえ、今回「やや遅れている」と評価を受けた分野については、関係機関にも働きかけながら、その改善に努めていきたい。

遠藤委員

3ページの宮城の将来ビジョンの中でCの評価となった項目を見ていたが、私も学校以外の関係する方々と連携した取組が大変だと感じた。先ほどの「地域と連携して学校安全計画を策定した学校の割合」や「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」、「公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数」、「学校外の教育資源を活用している高校の割合」等、学校だけでは取り組めない関係機関等との調整が必要な部分がある。学校だけで教育していく時代ではないと思うので、教育長の説明にもあったように、家庭や地域、そして様々な機関と連携を図り、学校としても取り組みやすい環境を整備していくことが重要であると思う。また、特別支援教育の部分で「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」の達成度はBであるが、それぞれの小項目では、特別支援教育研修に対する受講者数の実績値が非常に低い数値となっている。特別支援教育については、平成19年度から全学校で取り組んでいくこととなっているため、当該研修の受講を促していく必要もあると感じた。特別支援教育研修で学ぶ内容は、障害のある子どもだけではなく、不登校の子どもや特別支援教育を必要とする子どもに対する教育にも活用できるため、一人でも多くの先生が受講し、その教育に臨んでいただきたい。

特別支援教育室長

平成22年に教員の多忙化解消ワーキンググループを開催し、教員の研修機構の見直しを検討した。その検討結果も踏まえ、年間3日間の研修期間を2日間に減らす、あるいは、2日間の悉皆研修を平成23年度からは希望研修に変更するなどの見直しを図った。その結果、目標値を下回る結果となったが、平成24年度は改善傾向にあり、先生方の研修に対する希望も少しずつではあるが増加傾向にあるものと考えている。

教育長

特別支援教育研修について、遠藤委員御指摘のとおり、学校現場では必ずしも障害のある子どもだけでなく、特別支援を要する多くの子どもたちがいるとの認識が浸透しつつあると認識している。そのような部分で、ただ今特別支援教育室長が御説明したとおり、希望研修の増加につながり、受講者が増えているのだと思う。今後は、学校現場のニーズもしっかり把握した上で、研修メニューの見直しも含めて取り組んでいきたい。

委員長

県教委としては、学ぶ土台づくり、志教育等の様々な提案や取組を実践され、本県の教育行政を推進している。その教育行政のほか、家庭や地域と連携し、子どもたちが自分たちの力で生き抜いていかなければならないことを教育する必要もある。お父さん、お母さんとなった方々に対しても、家庭を維持していくための基本的な姿勢を身に付けるための教育に取り組んでいくことも大事である。その一方で、自分で考え、自分で発見し、自分で生きていく姿勢をもつことも重要な要素の一つである。今の時代は、手に届くところに何でも用意されている状況であり、不自由することなく育っていく環境が整備されている。そのような時代であるからこそ、自分の力で生きていくため教育とし

教 育 長

て、親子の連携も指導していくべきではないかと感じている。教育界だけで取り組むべき内容ではないかもしれないが、そのような教育も進めていくべきではないかと思う。国でも「自立」を次のキーワードとしており、今回の新しい計画の中でも取り上げられている。委員長御指摘のとおり、子どもを社会的に自立させていくのが家庭教育であり、そして、学校教育の延長線上の考え方でもある。子どもたちが社会に出て、自分がどういったスタンスで社会のために貢献できるのかを考えさせていくことが、学校教育の中では志教育の理念であり、そのための土台づくりが家庭教育である。そういった観点から、学ぶ土台づくりとして、学校に入る前の子どもたちにどのように接していくのか、それをお父さん、お母さんにも考えていただき、保育所や幼稚園の先生方にも一緒になって考えていただくための取組を展開してきた。これまでは、教育委員会が直接的に保護者と連携を密にして取り組んでいくことは現実的には多くなかったが、昨年来のいじめ問題をきっかけにして、PTAにも投げかけさせていただき、先日、それをテーマにしたワークショップを県PTA連合会で開催していただいたところである。

教育委員会としては、様々な課題や問題等について、高校や小・中学校のPTAの組織とも連携し、教育界と一緒に考えていただく、そのような働きかけを推進することにより、個々の御家庭に対する働きかけができるのではないかと考えている。委員長から御指摘いただいた大きなテーマである「自立」に向けて、教育委員会として取り組める働きかけを今後も積極的に進めてまいりたい。

委 員 長  
委 員 長

(委員全員に諮って) 第1号議案について、事務局案のとおり可決する。

(委員全員に諮って) 第2号議案について、事務局案のとおり可決する。

#### 第4号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、10ページから16ページである。

資料11ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、平成25年度末の定年退職者から、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、「国家公務員の雇用と年金の接続について(平成25年3月26日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、年金一部支給開始年齢に達するまでの間、職員が再任用を希望する場合、原則として再任用を行う雇用と年金の接続を確実に図るための再任用制度を導入するに当たって、職員の適切な人事配置に資するため、校長及び教員の採用手続に関する規則に定める再任用採用願書(様式第8号)について、「2 改正の内容」に記載のとおり、所要の改正をするものである。

具体的には、資料15ページ以降の「新旧対照表」を御覧願いたい。再任用採用願書(様式第8号)について、「免許状」欄について、保有する免許状の数によっては記載欄が不足するため、記載欄を増やすものである。また、「希望勤務形態」欄について、雇用と年金の接続を図るための再任用制度の導入に当たり、適切な人事配置を行うため、職員の希望をより適確に把握できるよう、希望勤務形態の選択肢を充実させるなど、所要の改正を行うものである。

次に、「記入上の注意事項(4)」について、養護教諭の再任用については、これまで常勤の勤務形態のみを想定していたが、他の教育職員との均衡を図る観点から、希望勤務形態について短時間勤務の希望を可能とするため、「常勤以外は選択できない」旨の注意事項の記載を削除するものである。

最後に、一番下の「(7)」及び裏面の「小論文(作文)」様式について、これまで必須としていた小論文は、再任用の選考に当たり、選考資料として必要となる場合に求めることとするため、関係部分を削除するものである。

なお、改正規則については、資料12ページから14ページに記載のとおりであり、本年8月30日から施行しようとするものである。

以上、よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

( 質 疑 )  
委 員 長

( 質 疑 な し )  
( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

## 1 1 課長報告等

### ( 1 ) 平成 2 5 年度学校基本調査速報の概要について

( 説 明 者 : 総 務 課 長 )

平成 2 5 年度学校基本調査速報の概要について、御報告申し上げます。

資料は、1 ページから 1 2 ページである。

この調査は、国公立・私立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、毎年 5 月 1 日現在で実施している基幹統計調査であり、前年度期間中の動きと本年 5 月 1 日の児童生徒の状況をまとめたものである。

資料 3 ページを御覧願いたい。「1 学校(園)数、学級数、在学者数及び教員数」の「表 1」であるが、平成 2 5 年度の本県の学校数は、前年度に比べ、小学校は 1 9 校減少し 4 1 9 校、中学校は 4 校減少し 2 1 6 校となった。学級数については、前年度に比べ、小学校で 9 5 学級、中学校で 9 学級、特別支援学校で 6 学級、それぞれ減少している。在学者数は、前年度に比べ、小学校で 1, 5 2 8 人、中学校で 4 4 人、高等学校で 8 5 2 人、それぞれ減少しており、小学校児童数及び中学校生徒数は、昭和 2 3 年の調査開始以来、最低の人数となっている。教員数は、前年度に比べ、小学校で 1 3 3 人減少し 7, 9 8 4 人、高等学校で 1 9 人減少し 4, 6 0 9 人、特別支援学校で 1 2 人の増加で 1, 4 4 5 人となっている。

なお、過去 1 年間の新設・廃止校の状況は、次の 4 ページの「表 2」に記載のとおりである。

次の 5 ページの「図 1 - 1 及び図 1 - 2」については、1 学級あたりの児童生徒数について、平成 1 5 年度からの推移を表したものである。

資料 6 ページを御覧願いたい。「図 2」は、在学者の推移について、昭和 2 3 年度から表したものである。

次の 7 ページの「4 長期欠席者数」の「表 3」であるが、平成 2 4 年度の 1 年間に 3 0 日以上欠席した長期欠席者数は、前年度に比べ、小学校では 8 8 人増加し 1, 1 4 4 人、中学校では 2 1 2 人増加し 2, 5 1 3 人となっている。

資料 8 ページを御覧願いたい。「図 3 - 1 及び図 3 - 2」については、理由別長期欠席者数の推移について、平成 1 5 年度間から表したものである。小学校、中学校ともに長期欠席者数は前年度に比べ増加しており、理由別内訳の構成比をみると、小学校では病気が 4 6. 5 % で最も多く、次いで不登校が 3 9. 2 % となっている。中学校では、不登校が 8 0. 3 % と最も多くなっている。前の 7 ページとなるが、全児童生徒数に占める不登校者数の割合は、「表 3 (校種毎の最右列)」に記載のとおり、小学校では 0. 4 % で前年度より 0. 1 ポイント、中学校では 3. 1 % で前年度より 0. 2 ポイントそれぞれ増加している。

なお、1 1 ページから 1 2 ページの「不登校者の現状」は、後ほど義務教育課長から御説明申し上げます。

資料 9 ページを御覧願いたい。「5 卒業後の状況」について、中学校の卒業者の状況として「表 4 - 1」であるが、進学率は 9 9. 1 % で前年度より 0. 1 ポイント上昇し、過去最高となっている。また、就職率は前年度と同率の 0. 2 % である。

資料 1 0 ページを御覧願いたい。高等学校の卒業者の状況については、「表 4 - 2」のとおり、進学率は 4 8. 0 % で前年度より 1. 7 ポイント上昇しているが、全国平均の 5 3. 2 % より 5. 2 ポイント下回っている。また、就職率は 2 3. 3 % で前年度より 0. 4 ポイント上昇しており、全国平均の 1 7. 0 % より 6. 3 ポイント上回っている。

続いて、義務教育課長から「不登校者の現状」について、御説明申し上げます。

( 説 明 者 : 義 務 教 育 課 長 )

平成 2 5 年度学校基本調査のうち本県の不登校児童生徒の現状について、御報告申し上げます。

資料は、1 1 ページから 1 2 ページである。

資料 1 1 ページを御覧願いたい。「1 平成 2 4 年度における本県小・中学校の不登校の現状」であるが、本県の不登校児童生徒数については、小学校が 4 4 9 人、中学校が 2, 0 1 7 人となっており、これは、前年度との比較では、小学校が 1 8 人の増加、中学校も 1 0 3 人の増加となる。不登校児童生徒の在籍者

に占める割合（出現率）で見ると、平成24年度は小学校が0.36%、中学校が3.08%となっており、前年度との比較では、小学校が0.02ポイント、中学校は0.16ポイント増加している。全国の不登校の出現率が前年度より減少している中、本県では、小学校・中学校とも増加しており、特に中学校においては、全国47都道府県の中で最も高い出現率となっている。小学校の出現率の推移を見ると、震災前から増加傾向にあり、一方、中学校では減少傾向にあったものの、24年度は一転して増加に転じた。

資料12ページを御覧願いたい。「2 平成24年度の不登校対策」であるが、県教育委員会においては、阪神・淡路大震災における、発災3年経過後に配慮を要する児童生徒数が最大値になるという前例を踏まえ、次の対策を行ってきた。スクールカウンセラーの配置日数については、小学校では、前年度比約3倍の3,200日、中学校では約400日多く、拡充を図った。また、スクールソーシャルワーカーの活用については、13市町に、前年度より5人多い20人を配置し、さらに、震災に係る教員加配については、前年度と同数の216名を沿岸部の学校に重点的に配置してきた。このように、平成24年度は、児童生徒の心のケアについて、手厚く対応してきたが、今回の学校基本調査では不登校児童生徒が増加するという結果となった。不登校児童生徒が増加した要因については、今後さらに分析をしていかなければならないが、その要因の一つとして、震災の影響もあるものと考えている。震災によって、転居や仮設住宅等での生活による生活環境の変化、家族関係の変化、経済的な困窮等、様々な状況変化により、児童生徒にいろいろな形で影響を与えているものと思われる。

次に、「3 県教委の取組」であるが、県教育委員会としては、今回の結果を踏まえ、今後、これまで以上に関係部局や市町村教育委員会と連携して、主に4つの対策を講じてまいりたいと考えている。

1点目は、各市町村における不登校児童生徒の状況とその対策について分析し、その結果を市町村教育委員会等と共有して、さらにきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えている。2点目は、特に不登校児童生徒の多い市町村教育委員会と緊密な連携のもとに、スクールカウンセラーや学校教育活動復旧支援員を重点的に配置するほか、スクールソーシャルワーカーの拡充を図ってまいりたいと考えている。3点目は、不登校児童生徒が学校復帰できるよう、訪問指導員を活用するなどの各市町村教育委員会の登校支援ネットワーク事業の取組を一層支援してまいりたいと考えている。4点目は、未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、学校全体での取組や小中連携した取組について、各種会議やリーフレット等で改めて促してまいりたいと考えている。

以上の取組等を進めながら、一人でも多くの児童生徒の学ぶ機会が確保されるよう努力してまいりたい。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

「表2 平成25年度新設・廃止校の状況」であるが、廃校になった校舎の活用方法について、その後どのようになるのか伺いたい。先ほどから話題となっている地域との連携として、そのような校舎を活用していくことも一つの方法ではないかと思った。電気や水道、保安上の問題等、課題も多いものと思うが、そのまま壊してしまうよりも、その地域で有効活用していただくことはできないのか。

施 設 整 備 課 長

市町村立学校については、各市町村の社会教育施設として再利用する例もあるが、活用する目的が特になければ、解体していくことになると思われる。

佐 竹 委 員

不登校児童に対する取組は、とても重要な問題の一つであると考えているが、資料12ページの「3 県教委の取組」の4項目の一番下に、早期発見、早期対応ができるよう学校全体での取組を進めると記載されているが、子どもたちの目線で考えると、同じ教室で学ぶ同級生や同学年の友達等、とても大事な存在であると思うので、その解消に向けた取組として、その同級生等の力を借りていくことも一つの方法であると思う。実際の取組事例として、不登校の子どもについて、その地区の子供会で話し合った際に、同学年の子が不登校の子を誘い、学校と一緒に登校してはどうかとの提案があった。その子どもは、先生やカウンセラーが登校を促しても応じなかったが、友達が毎日誘いに行くことにより、一週間程度で登校するようになった。学校や先生、そして地域の方々

の助言等も必要であると思うが、同じ学校で学ぶ子供たちが意識していくことも効果的であると思う。その意識付けの突破口は、親同士の連携や子供会、PTA等が情報を共有し、生徒たちも不登校に向き合えるような環境づくりにあるのではないかと思う。誰かのために自分が役に立つ、その友達のために学校と一緒にいける、同じ学舎と一緒に学べる、その喜びを味わってほしい。学校の中で不登校の子どもが特別なのではなく、同じ児童生徒であるとのスタンスで、クラス全員で取り組んでいけるような協働教育の考え方を大切にいただき、友達との輪や絆を強くして、一緒に勉強していける学習環境を構築していただきたい。

義務教育課長

委員御指摘のとおりである。学級の中で良い人間関係を築ければ、多少の失敗や戸惑い、不安があっても、頑張っ学校に行こうとする気持ちが湧いてくるのではないかと思う。不登校の児童生徒の中には、地域の友達が声を掛けることによって、自分を理解してくれる人が近くにいるという気持ちを抱き、学校に来る子どももいると思う。不登校の子どもがいる家庭では、非常に悩まれていると思う。その状況を理解してくれる保護者同士の協働や、子どもたちの思いやりの気持ちを大切にしていくことなど、今後、各学校、市町村教育委員会等に対し、そのような取組が推進されるよう促していきたい。

遠藤委員

関連となるが、宮城県の学校には、スクールカウンセラーが多く配置され、スクールソーシャルワーカーも活用していると思う。その方々の学校における位置付けについては、担任するクラスがないため、難しい立場にあるのではないかと思う。職員の中で微妙な立場となることなく、専門家としての意見が尊重されるような立場の確保に配慮いただきたい。

義務教育課長

スクールカウンセラー等の方々は、それぞれ様々な経験を積んでいると思う。また、学校での教職員に対する対応等についても、各事務所にスーパーバイズする事務所カウンセラーを配置しているので、今後、研修会等を通じて、そのような働きかけもしていきたいと考えている。

伊藤委員

先ほどの佐竹委員の意見に同感である。例えば、子供会の中で、ある子どもが不登校の子どもを誘い、一緒に学校へ行くことができた際、単に不登校の子どもを連れ出しただけでなく、誘った子どもも自分以外の人のために良いことをしたのだという大きな成功体験を積むことができ、その子の将来の人格形成や成長に大きく役立つのではないかと思う。小さな取組であるが、その動きが地域にも波及し、大きな動きに変化する可能性を秘めているため、そのような良い取組は強く推進していただきたい。

遠藤委員

高校卒業後の就職率について、宮城県の状況は全国平均を大幅に上回っていると改めて感じた。平成24年度末の卒業生の就職状況が報告されていたが、就職を希望していた生徒は、最終的に100%の就職率となったのか。また、採用形態について、最近の傾向としては、非常勤による臨時的な雇用が増加しているようであるが、その状況を把握していれば説明いただきたい。

高校教育課長

本年3月に高校を卒業した生徒の状況であるが、就職希望者は4,777人で、そのうち就職内定者が4,745人、就職未内定者は32人であった。就職内定率は99%を超えており、ここ10年間の数値の中で最も高い就職率となる。また、雇用形態であるが、ただ今御説明した就職内定者は、すべて正規雇用として就職した生徒の人数である。臨時的な任用、アルバイト等は、別集計としており、その人数は212人であり、前年よりも40人減少した。

佐竹委員

自営業等の自分で起業した場合、その就職内定者の人数に計上されるのか。

高校教育課長

家業を継ぐ方は自営業の項目に計上している。ただし、高校卒業後、4月から起業することはなかなか考えにくいですが、もしそのような事例があれば、就職内定者に計上できると考える。

## (2) 農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

(説明者：施設整備課長)

農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について、御報告申し上げます。

資料13ページを御覧願いたい。県教育委員会では、農業高校及び気仙沼向洋高校の本来の教育環境を一日も早く取り戻すため、再建に向けた基本方針を平成24年1月に決定し、平成29年度末を目途に新校舎を建設するため、現在、用地取得に向けて取り組んでいる。

「1 進捗状況について」であるが、「農業高校」については、本年3月28日に事業説明と価格提示を行ったところ、土地の提供について、すべての地権者から了解が得られ、去る7月9日から12日にかけて行った用地契約会において、土地売買に係る仮契約の締結をした。今後、9月定例県議会に学校用地の取得に係る議案を提出する準備を進めている。「気仙沼向洋高校」については、本年5月23日に地元説明会を開催し、翌日から地権者の意向の確認と説明に努めているところであるが、当初の移転候補地の取得が困難となっている部分もあり、用地交渉の状況によっては、当初の区域の一部を変更していくことも想定される場所である。県教委としては、同校の階上地区での再建を念頭に置き、引き続き交渉を重ねてまいりたいと考えている。

なお、「2 農業高校に係る今後の予定」については、今年度中にグラウンドや校舎を建設するための造成工事に向けた設計と校舎等の建物に係る建築基本・実施設計に着手することとしており、予定どおり工事等が進めば、平成30年度から新校舎で授業を再開することとなる。

一日も早い復帰を目指して、なお一層取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

農業高校については着々と進んでいるが、気仙沼向洋高校では、用地の一部が取得困難として、別の用地を探していくことになるのか。建設候補地を決めた際に、近隣住民や地権者の方々から事前に意見を聞いているのではないのか。

施 設 整 備 課 長

気仙沼向洋高校の移転候補地については、平成24年7月に事業計画の説明会を開催し、概ねの地区を示した上で、了解いただいたところであった。その後、本年3月25日、改めて事業区域の決定に関する説明会を開催し、地権者の方々との調整を進めてきた。今回の予定地はすべて農地であり、地権者の方の中には、今後も営農を続けていきたいなど、個々人に様々な事情があるため、その交渉がまとまるかが事業を進める上でのポイントとなる。その状況によっては、事業区域の一部を変更することも必要となる。

教 育 長

農業高校の用地取得については、資料にも記載されているとおり地権者が95人であり、大変多い人数であったが、ここまで順調に進んでおり、土地売買の仮契約締結まで進んでいる。農業高校を何とか再建したいという地権者の皆さまの御協力により、順調に進んでおり、改めて感謝申し上げますところである。農業高校であるので、取得した用地の中には、水田をそのまま実習用にする部分もある。今後は、基本設計の中で、校舎のレイアウトやグラウンド等の配置を決めていくこととしており、それらの詳細が決定した時点で改めて御報告申し上げたい。

## (3) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

8月7日に、文部科学省から平成25年4月1日現在の公立学校施設の耐震修状況調査及び非構造部材の点検・対策の実施状況等の結果が公表されたので、本県公立学校施設の耐震改修状況等と合わせ、その概要について御報告申し上げます。

資料は、14ページから22ページである。

資料14ページを御覧願いたい。「1 校舎等の耐震対策の実施状況」であるが、対応の経過を示すために3ヶ年分のデータを記載している。平成23年度については、東日本大震災のため被災3県（岩手・宮城・福島）の調査が見送られたため、平成22年度の数値を記載している。「(1) 非木造」の建物、「(2)



木造」の建物の平成25年4月1日現在の耐震化率であるが、いずれも全国平均を上回り、本県の構造体の耐震化に対する取組は着実に進んでおり、30市町村で100%を達成している。今後も引き続き、耐震化率100%の達成に向けて、取組を進めてまいりたい。

なお、各市町村のデータについては、資料16ページから18ページに記載のとおりである。

続いて、資料15ページの「2 非構造部材の耐震点検・対策の実施状況」を御覧願いたい。「(1)耐震点検・対策実施率」であるが、屋内運動場等を除く校舎等の非造部材の平成25年4月1日現在の実施状況を記載している。小中学校では校舎等の耐震化が進んでいるものの、非構造部材の耐震化対策に係る取組が遅れているので、市町村に対しては、研修会や会議等のあらゆる機会を通じて働きかけてまいりたい。「(2)屋内運動場等における吊り天井の設置状況と点検・対策実施率については、資料に記載のとおりであるが、こちらも耐震化対策に係る取組が遅れているため、今後も引き続き働きかけてまいりたい。

なお、非構造部材の耐震化に係る各市町村のデータについては、資料19ページから22ページに記載のとおりである。

文部科学省では、平成27年度までに、学校施設の耐震化率及び吊り天井を含む非構造部材の耐震化100%の達成に向けて、市町村の負担軽減のための財政援措置を図るなど、重点的な取組を行っているところである。県教育委員会としても、これまでも市町村を対象とした説明会の開催や、非構造部材の耐震化への取組に関する通知文を発出するなどの働きかけを行っているところではあるが、今後も構造体の耐震化及び非構造部材の耐震点検・対策が平成27年度までに完了されるよう、引き続き市町村へ強く働きかけてまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

資料15ページの「2 非構造部材の耐震点検・対策の実施状況」の「(1)耐震点検・対策実施率」について、対策が遅れているとの説明があったが、それはどのような理由であるのか。予算的な制約が課題となっているのか。

施 設 整 備 課 長

委員御指摘の予算的な制約もあると思うが、まずは構造体の耐震化を第一に考え、そちらを優先させているため、非構造部材の耐震対策が少し遅れているとの状況である。

## 1.2 資料（配付のみ）

### (1) 宮城県美術館特別展「シャガール展」の開催について

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成25年9月20日（金）午後4時から開会する。

## 1.4 閉 会 午後4時1分

平成25年9月20日

署名委員

署名委員